

# 「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」に基づく評価・改善及びその公表について

## 1 ガイドラインを踏まえたサービスの提供

障害児通所支援は、児童福祉法等の関係法令等（指定基準、報酬算定基準等）に基づき実施することとされていますが、このほか、支援の質の向上を図るため、厚生労働省では、事業を実施するにあたって必要となる基本的事項や、提供すべき支援の内容等を示すガイドラインを定めています。

ガイドラインの内容を踏まえ、適切にサービスを提供するとともに、支援の質の確保及びその向上に取り組んでいただきますようお願いいたします

※ ガイドラインは、厚生労働省HPに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

## 2 サービスの質の評価・改善及び公表の実施 ←事業者に実施の義務あり

\*放デイ H29.4～義務化、児童発達支援 H30.4～義務化

- 児童発達支援、放課後等デイサービス事業者には、サービスの質の評価及び改善、並びに評価及び改善の内容の公表を行うことが義務づけられています。（指定基準（運営基準））
- 評価等を行うべき事項は基準に定められていますが、ガイドラインの内容に沿った項目が設定されていますので、評価等を行うにあたっては、別添の評価表（事業者用）、評価表（保護者用）を御活用ください。（※公表用の書式も含まれています。）

### 【事業者が実施しなければならない事項】

- ① 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ② サービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、基準に定める事項（下記\*）について自ら評価を行うとともに、当該サービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- ③ おおむね1年に1回以上、上記②の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### \*基準に定める事項（評価等を行うべき事項）

＝ガイドラインの内容に沿った項目（→ガイドラインの評価表を活用）

- サービスを利用する障害児及び保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- サービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 当該サービスを利用する障害児及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況
- 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 当該サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

【減算制度】 自己評価結果等未公表減算（15%減額）\*H30.4追加 適用H31.4.1～